

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業で報酬が下がった方  
**厚生労働省通知（令和4年11月29日付）にて標準報酬月額の特例改定、令和4年12月を急減月とする申請をもって、特例措置を終了いたします。**

申請期限／令和4年10月、11月を急減月とするもの・令和5年1月末まで  
令和4年12月を急減月とするもの・・・令和5年2月末まで

## 特例改定の終了に係る留意点

### ● 休業回復の届出について

現在、特例改定を受けている方については、令和5年度の定時決定まで特例による標準報酬月額が適用されますが、令和5年7月までに休業が回復した月に該当した場合は、休業回復の届出が必要です。

### Q「休業が回復した月」とは？

特例改定の原因となった休業が生じた月と比べて、休業状態にある日数または1日当たりの休業時間の減少が生じるなど、休業状況に何らかの改善が見られ、報酬支払の基礎となった日が17日以上となった月をいいます。

### Qどのような届出が必要となりますか？

休業が回復した月に受けた報酬の総額を基にした標準報酬月額が、特例改定により決定した標準報酬月額に比べて2等級以上上昇した場合には、その翌月から休業が回復した月における標準報酬月額に改定することになります。該当する場合は、固定的賃金の変動の有無に関わりなく、すみやかに随時改定（「休業が回復した場合」の月額変更届（別紙1-3））の届出を行ってください。

### ● 令和5年の定時決定について

令和4年6月から12月までを急減月として特例改定を受けた方の令和5年度の定時決定は、通常どおり令和5年4月から6月までの報酬に基づき決定されます。定時決定の特例措置はありません。

### ● 特例措置終了後の随時改定について

特例措置終了後(令和5年1月以降)も、一時帰休により、継続して3か月を超えて通常の報酬よりも低額の休業手当等が支払われた場合は、固定的賃金の変動とみなし、通常の随時改定の対象として休業手当等が支払われた月の4か月目から標準報酬月額の改定が可能です。

### ● 届出・申立書等の保存について

特例改定の終了後も、本特例措置の届出及び申立書の内容が事実であることを確認できる書類については、後日、確認を求める場合があるため、届出日から2年間は保存が必要です。

【問い合わせ先】

業務部 適用課

電話03-3552-4004